

○ 水産加工業協同組合模範定款例

〔最終改正…令和六年四月一日5水漁第1581号〕

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 組合員（第八条―第十七条）
- 第三章 出資、経費分担及び積立金（第十八条―第二十六条）
- 第四章 役員（第二十七条―第三十五条の二）
- 〔備考 第四章の二 会計監査人（第三十五条の三―第三十五条の八）〕
- 第五章 総会（第三十六条―第四十五条）
- 第六章 理事会（第四十六条―第四十九条の二）
- 第七章 業務の執行及び会計（第五十条―第五十四条）
- 〔備考 第七章の二 子会社（第五十四条の三）〕
- 第八章 剰余金の処分及び損失の処理（第五十五条―第五十七条）
- 第九章 決算（第五十八条・第五十九条）

第一章 総則

（目的）

第一条 この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、水産加工業の生産能力を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。

（事業）

第二条 この組合は、組合員のために次の事業を行う。

- 一 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 二 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置
- 三 組合員の生産物の運搬、加工、保管又は販売
- 四 組合員の製品、その原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に対する検査
- 四の二 組合員の共済に関する事業
- 五 組合員の福利厚生に関する事業
- 六 水産物の製造加工に関する経営及び技術の向上並びに組合事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育並びに組合員に対する

一般的情報の提供

七 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
八 前各号の事業に附帯する事業

（備考）

- ① 行わない事業は記載しないこと。
- ② 保管事業を行う組合が、組合員の寄託物について倉庫証券を発行する場合にあつては、「倉庫証券の発行」を本条中に別に一号を設けて記載すること。
- ③ 中小漁業融資保証法第四十二条の規定に基づき漁業信用基金協会の委託を受けてその業務の一部を行う組合にあつては、「漁業信用基金協会の委託を受けてその業務」を本条中に別に一号を設けて記載すること。
- ④ 信用事業（水産業協同組合法（以下「法」という。）第九十六条第一項において準用する法第十一条の四第二項に規定する事業をいう。以下同じ。）を全部譲渡した組合が、信用事業に係る事務を受託する場合にあつては、「○○組合（連合会）の委託を受けてする信用事業に係る事務」を本条中に別に一号を設けて記載すること。
- ⑤ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「再編強化法」という。）第四十二条の規定に基づき、信用事業（再編強化法第二条第三項に規定する事業をいう。）の全部を農林中央金庫又は信用漁業協同組合連合会に譲り渡した組合が、その信用事業を譲り渡した農林中央金庫又は信用漁業協同組合連合会の業務代理を行う場合にあつては、「農林中央金庫又は○○信用漁業協同組合連合会の業務の代理」を本条中に別に一号を設けて記載すること。

（名称）

第三条 この組合は、○○水産加工業協同組合という。

（備考）第三条中「○○」には、地名を示すこと。ただし、業種別組合にあつては地名及び業種名を示すこと。

（地区）

第四条 この組合の地区は、○県○市の区域とする。

(事務所)

第五条 この組合の事務所は、○県○市に置く。

(備考) 従たる事務所を置く組合にあつては、本条を次のように記載すること。

第五条 この組合は、主たる事務所を○県○市に置き、従たる事務所を○県○市に置く。

(公告の方法)

第六条 この組合の公告は、水産業協同組合法（以下「法」という。）

又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされている場合を除き、この組合の掲示場に掲示してこれをする。

2 この組合が、この組合の掲示場に掲示して公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をするものとする。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができない旨の公告 当該期間を経過する日

二 前号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一月を経過する日

(備考)

① 第一項の公告については、掲示場に掲示する方法に加え、官報に掲載する方法、日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による方法を定めることができる。

② 第一項の公告の方法として、電子公告による方法を定めた場合にあっては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の方法として、官報に掲載する方法又は日刊新聞紙に掲載する方法のいずれかを定めることができる。この場合には、同項にただし書として「ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、官報に掲載してこれをする。」又は「ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、○○新聞に掲載してこれをする。」を加えること。

③ 第一項において、電子公告による方法を定めた場合には、第二項中「掲示場に掲示して公告をする場合」を「掲示場に掲示して

公告をする場合又は電子公告により公告をする場合」とすること。

④ 第二条第四号の二の事業を行う組合にあつては、第一項を次のように記載すること。

この組合の公告は、水産業協同組合法（以下「法」という。）又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされている場合を除き、この組合の掲示場に掲示し、かつ、○○新聞に掲載してこれをする。

(組合員に対する通知又は催告)

第六条の二 この組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその組合員の住所に、その組合員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(備考) 組合員名簿を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第一項中「記載し」を「記録し、又は記録し」とすること。

(規約)

第七条 この定款に定めるもののほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、総会の決議を経て規約で定める。

第二章 組合員

(組合員の資格)

第八条 次に掲げる者は、この組合の組合員となることができる。

一 この組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者
二 この組合の地区内に住所又は事業場を有する水産加工業者を営む法人であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの
又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの
(備考) 組合員資格を特定の業種に限るものは、「水産加工業者」及び「水産加工業」の前に業種名を示す字句を加えること。

(加入)

第九条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称、住所又は事業場の所在地及び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。ただし、法人の場合にあつては、定款、最近作成された貸借対照表及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 加入についての総会の議事録等その法人の加入の意思を証する書面

二 事業の概要

三 役員の名及び住所

2 この組合は、前項の加入申込書を受け、これを承諾しようとするときは、その旨を申込者に通知し出資の払込みをさせた後、組合員名簿に記載するものとする。

3 申込者は、前項の規定による出資の払込みをすることによつて組合員となるものとする。

4 出資口数を増加しようとする組合員については、第一項本文及び第二項の規定を準用する。

(備考) 組合員名簿を電磁的記録をもつて作成する組合にあつては、第二項中「記載する」を「記載し、又は記録する」とすること。

(持分の譲渡)

第十条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、前条第一項及び第二項の規定を準用する。ただし、同条第二項の出資の払込みは、不要とする。

(資格喪失の届出)

第十一条 組合員がその資格を失なつたときは、直ちに、その旨を組合に届け出なければならない。

(相続による加入)

第十二条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により持分の払戻請求権の全部を取得した者が、直ちに組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。

(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)
第十三条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会招集の通知を発した日から総会の終了する日までの間は、加入の承諾及び持分譲渡の承認をしないものとする。

(脱退)

第十四条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによつて脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がなくときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

2 前項の規定に基づく請求があつたときは、この組合はその請求の日から六十日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第十六条第一項の規定に従つて算定した払い戻すべき持分相当額とする。

3 この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第十条の規定は適用しない。

4 この組合は、第二項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がなくときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して二年を経過する日の属する事業年度末において当該持分に係る出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。

5 第十六条第二項の規定は、第二項の場合に準用する。

6 組合員は、第一項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によつて脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 除名

(除名)

第十五条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によつて除名することができる。この場合には、総会の日の一週間前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 この組合の事業を一年間全く利用しないとき。
二 第十八条及び第十九条の規定による出資の払込み、賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき。

三 この組合の事業を妨げる行為をしたとき。
四 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他組合の信用を著しく失わせるような行為をしたとき。

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、その旨を当該組合員に通知しなければならない。

(持分の払戻し)

第十六条 第十四条第六項各号の規定により組合員が脱退した場合には、脱退した事業年度末において、第二十六条第一項第一号の規定により算出した持分を払い戻すものとする。ただし、除名によって脱退した場合には、同号の規定により算出した持分の半額を払い戻すものとする。

2 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、組合は前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第十七条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、理事会の承認を得てその出資口数を減少することができる。

2 組合員がその出資口数を減少した場合には、前条第一項本文の規定を準用する。

第三章 出資、経費分担及び積立金

(出資義務)

第十八条 組合員は、出資一口以上持たなければならない。ただし、〇口を超えることができない。

(備考) 一 組合員の有することのできる出資口数の最高限度は、組合員数、出資の総口数等を考慮して出資が少数の者に偏らないように定めること。

(出資一口の金額及び払込方法)

第十九条 出資一口の金額は、金〇〇円とし、全額一時払込みとする。組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(備考)

① 出資一口の金額は、組合の事業及び組合員の負担力等を考慮して実情に合うように定めること。

② 後配出資制度を採用する組合にあっては、本条の次に次の一条を加えること。

(後配出資)

第十九条の二 組合員は、第十八条の規定による出資を行うに当たっては、後配出資として、出資に対する配当の率が他の出資より低いことを条件とする出資をすることができる。

2 後配出資の条件については、総会で定めるものとする。

(経費の賦課)

第二十条 この組合は、第二条第四号及び第五号から第七号までの事業並びにこれらの事業に附帯する事業の経費に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

3 第一項の賦課金の額、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

4 既に徴収した賦課金は、これを返還しないものとする。

(過怠金)

第二十一条 この組合は、組合員が出資の払込み又は賦課金の納付をその期限までに履行しないときは、滞納金額につき、払込み又は納付の期日の翌日から年〇パーセントの割合で、過怠金を徴収することができる。

(職員退職給付引当金)

第二十二条 この組合は、職員退職給付規程で定めるところにより、毎年職員退職給付引当金を引き当てるものとする。

2 職員退職給付規程は、理事会の決議によって定める。

(備考) 職員退職給付引当金について職員退職給付規程以外の内部規則で定めている組合は、各組合の実態に即して記載すること。

(法定準備金)

第二十三条 この組合は、出資総額の二倍に相当する額に達するまでは、毎事業年度の剰余金(繰越欠損がある場合には、これを填補した残額。次条、第二十五条及び第五十五条において同じ。)の五分の一に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

2 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てるものとする。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については、資本準備金に繰り入れないことができる。

(教育情報繰越金)

第二十四条 この組合は、第二条第六号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一に相当する金額以上の金額を教育情報事業資金として翌事業年度に繰り越すものとする。

(特別積立金)

第二十五条 この組合は、毎事業年度の剰余金から任意積立金として特別積立金を積み立てることができる。

2 特別積立金は、損失の填補又はこの組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の決議により臨時の支出に充てることができる。

(持分の算定)

第二十六条 この組合の財産についての組合員の持分は、次の標準によりこれを定める。

一 払い込んだ出資の総額に相当する財産については、各組合員の払い込んだ出資額とする。ただし、その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額とする。

二 その他の財産については、この組合の解散の場合に限って算定す

るものとし、その算定の方法は、総会でこれを定める。
2 持分を算定するに当たり、計算の基礎となる金額で一円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

第四章 役員

(役員の数)

第二十七条 この組合に、役員として理事〇人及び監事〇人を置く。

2 理事のうち〇人以上は、常勤とする。

3 役員は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

(備考)

① 役員の定数については、理事五人以上、監事二人以上の範囲内において、各組合の事業の実態に即して規定すること。

② 常勤理事を置かない組合にあつては、第二項を削ること。

(役員資格)

第二十七条の二 次の各号に掲げる者は、役員となることができない。

一 未成年者

二 法人

三 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

四 法第九十六条第三項で準用する法第三十四条の四第一項第三号に定める者

五 前号に掲げる者以外の者であつて、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者は、この限りでない。

六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(備考) 第二条第四号の二の事業を行わない組合にあつては、第六号を削除することができる。

(役員選挙)

第二十八条 役員は、組合員が総会においてこれを選挙する。

2 理事の定数の三分の一以下は組合員(法人にあつては、その役員)

以外の者から選挙することができる。

3 前二項に規定するもののほか、役員選挙は、附属書役員選挙規程の定めるところによる。

(備考) 役員選挙につき、選任の方法を採用する組合にあっては、本条中「選挙」を「選任」に、「附属書役員選挙規程」を「附属書役員選任規程」に改め、第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加えること。

3 監事は、総会において監事の選任につき意見を述べることができる。

(役員改選請求)

第二十八条の二 組合員は、組合員の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員改選を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約若しくは共済規程の違反を理由として請求する場合は、この限りではない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならない。

4 第一項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。

5 第三項の規定による書面の提出があったときは、理事は、総会の日の七日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(備考) 第二条第四号の二の事業（以下「共済事業」という。）を行わない組合にあっては、第二項中「、規約若しくは共済規程」を「若しくは規約」に改めること。

(組合長等)

第二十九条 理事のうち一人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。

2 組合長は、この組合を代表し、組合の業務を統括する。

3 専務理事一人を理事会の決議により、理事のうちから選任する。

4 専務理事は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、組合長に事故あるときはその職務を代理する。

(備考)

① 専務理事を代表理事とする組合にあっては、第四項中「専務理事」を「専務理事は、この組合を代表し」に改めること。

② 専務理事を置かない組合にあっては、第三項及び第四項を削ること。

③ 組合長、専務理事以外の役職を選任する組合にあっては、第三項中「専務理事一人」を「専務理事一人、〇〇理事〇人」等と各組合の実態に即して記載すること。

(監事の職務)

第三十条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 理事は、この組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちにこれを監事に報告しなければならない。

4 監事は、その職務を行うために必要があるときは、子法人等（法第二百二十二条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又は子法人等の業務及び財産の状況を調査することができる。

5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会にその意見を報告しなければならない。

6 監事は、理事会に出席するものとする。この場合において必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

7 監事は、理事が不正の行為、この組合の目的の範囲内でない行為その他法令若しくは定款に違反する行為を行い、又は行うおそれがあると認めるときは、理事会にこれを報告しなければならない。

8 前項の場合において必要があるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。

9 第四十六条第四項の規定は、前項の請求があった場合にこれを準用する。

10 理事がこの組合の目的の範囲内でない行為その他法令又は定款に違

反する行為を行い、これによりこの組合に著しい損害を生ずるおそれがある場合においては、監事は、理事に対しその行為をやめるべきことを請求することができる。

11 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(備考)

① 役員を選出につき、選任の方法を採る組合においては、本条第九項の次に次の二項を加え、第十項以下の項を二項ずつ繰り下げること。

10 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

11 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

② 会計監査人を置く組合にあつては、第六項の次に次の二項を加え、第七項以下の項を二項ずつ繰り下げること。

7 監事は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。

8 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(役員責任)

第三十一条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、共済規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

4 理事が法第四十条第一項又は第二項により作成すべきものに記載し、又は記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたとき並びに監事が監査報告に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をしたときも前項と同様とする。ただし、理事又は監事がこれらの行為をすることについて注意を怠らなかつたことを

証明したときは、この限りでない。

5 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(備考)

① 第四項に規定する書類を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、同項中「記載すべき」を「記載し、若しくは記録すべき」と、「記載を」を「記載若しくは記録を」とすること。

② 共済事業を行わない組合にあつては、第一項中「共済規程」を削ること。

③ 役員との間で補償契約を締結する組合にあつては、本条の次に次の一条を加える。

(補償契約)

第三十一条の二 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失
ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 組合は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が組合に対して前条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる

損失の全部

3 補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5 法第九十六条第三項において準用する法第三十九条の第二項及び第四項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

⑤ 役員のために役員賠償責任保険契約を締結する組合にあつては、本条の次に次の一条を加える。

（役員のために締結される保険契約）

第三十一条の二 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、役員を被保険者とするもの（第三項において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2 法第九十六条第三項において準用する法第三十九条の第二項及び第四項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を被保険者が填補することを約するものであつて、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

（役員任期）

第三十二条 役員任期は、就任後三年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

2 補欠選挙（定数の増加に伴う場合の補充選挙を含む。）並びに法第九十六条第三項で準用する法第四十二条及び法第二百二十四条第二項の規定による改選並びに法第二百五条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によつて選出された役員任期は、前項の規定にかかわらず選任した役員任期間とする。

3 前項の規定による選挙が、役員全員に係るときは、その任期は、前項の規定にかかわらず、就任後三年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

4 役員数が、その定数を欠くに至つた場合においては、任期の満了又は辞任によつて退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合は代表理事の員数が欠けた場合についても、同様とする。

（備考） 役員選出につき、選任の方法を採用する組合にあつては、本条中「選挙」を「選任」に、第二項中「選挙又は当選の取消し」を「決議の取消し」に改めること。

（役員退任）

第三十三条 役員は、その任期満了前に第二十七条の二各号に掲げる者に該当することとなつたとき、又は理事に選出されたときに組合員（法人にあつては、その役員。以下この条において同じ。）であつた者がその地位を失つたときは、その事由が発生したときに退任する。ただし、理事に選出されたときに組合員であつた者が組合員でなくなつた場合に、組合員以外の者が理事の定数の三分の一を超えない場合にあつては、この限りでない。

（参事及び会計主任）

第三十四条 この組合は、参事〇人及び会計主任〇人を置くことができる。

2 参事は、理事会の決定により、組合の事業に関する一切の業務を理事に代わつて行う権限を有する。

3 会計主任は、この組合の財務及び会計に関する事務を処理し、財務

及び会計に関する帳簿、証拠書類等の保管及び金銭の出納、保管の責めに任ずる。

(検査員)

第三十五条 この組合は、第二条第四号の検査を行うため検査員をおくことができる。

2 検査員の任免は、理事会でこれを決する。

3 前項の規定により検査員の任免を行ったときは、組合員に対して公告するものとする。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧等)

第三十五条の二 理事は、定款、規約及び共済規程を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し前二項の書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付(これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。)を求めることができる。ただし、理事会の議事録を請求する組合の債権者にあつては、法第九十六条第三項において準用する法第三十九条第四項の規定により、裁判所の許可を得なければならぬ。

4 前項の場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

5 組合員及び組合の債権者は、第一項に規定する書類(組合員名簿を除く。)の謄抄本の交付を請求するときは、この組合が別に定める費用を支払うものとする。

(備考)

① 第一項の規程等については、実情に応じて定めること。なお、共済事業を行わない組合にあつては、「規約及び共済規程」を「及び規約」とすること。

② 法第九十六条第三項において準用する法第三十三条の二第四項及び第五十条の四第三項に規定する従たる事務所においても閲覧等の請求に応じることができるための措置をとっている場合には、第一項中「を各事務所に、」を「並びに」とし、第二項中「、その謄本を五年間従たる事務所に」を削ることができる。

(備考) 会計監査人を置く組合にあつては、次章を加えること。

第四章の二 会計監査人

(会計監査人の設置)

第三十五条の三 この組合は、会計監査人を設置する。

(会計監査人の選任)

第三十五条の四 会計監査人は、総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第三十五条の五 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする

2 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかつたときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の権限等)

第三十五条の六 会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。

この場合において、会計監査人は、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第四十二条の四に基づき、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び参事その他の使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はこの組合若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事に対する報告)

第三十五条の七 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

(会計監査人の報酬等の決定)

第三十五条の八 理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第五章 総会

(総会の招集)

第三十六条 組合長は、理事会の決議を経て、毎事業年度一回〇月に通常総会を招集する。

2 組合長は、次の場合に理事会の決議を経て、臨時総会を招集する。

一 理事会が必要と認めるとき。

二 組合員がその五分の一以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して招集を請求したとき。

三 組合員が、第二十八条の二第一項の規定により役員の変更を請求したとき。

3 前項第二号又は第三号の場合は、理事会は、その請求のあった日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

4 監事は、理事の職務を行う者がいないとき、又は第二項第二号若しくは第三号の請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手續をしないときは、総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第三十六条の二 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 総会の日時及び場所

二 総会の目的である事項があるときは、その事項

三 前二号に掲げるもののほか、水産業協同組合法施行規則第六十条三条各号に掲げる事項

2 総会を招集するには、組合長は、その総会の日の一週間前までに、組合員に対して書面をもってその通知を発しなければならない。

3 総会招集の通知に際しては、水産業協同組合法施行規則第六十四条から第七十六条までに定めるところにより、組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び

組合員が議決権を行使するための書面を交付しなければならない。

4 通常総会の招集の通知に際しては、組合員に対し、法第四十条第七項に規定する決算関係書類を提供しなければならない。

(備考) 法第九十六条第三項において準用する法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をとる組合にあつては、本条第三項及び第四項を削り、第二項の次に次の二項を追加すること。

3 総会の招集に際しては、法第九十六条第三項において準用する法第四十七条の五の二に規定する電子提供措置をとるものとする。

4 正組合員は、前項の電子提供措置をとる事項について、書面による交付を請求することができる。この場合において、交付する書面には、水産業協同組合法施行規則第六十九条の四で定められるものは記載しないことができる。

(総会の決議事項)

第三十七条 法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の事項は、総会の決議を経なければならない。

一 定款の変更

二 規約及び共済規程の設定、変更及び廃止

三 この組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更

四 貸付金の利率の最高限度

五 理事及び監事の報酬

六 毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処分案、注記表及び事業報告

七 事業の全部の譲渡、第二条第一号若しくは第三号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業（同条第四号の二の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。）

七の二 共済契約に係る法第九十六条第一項で準用する法第十七条の二に規定する契約条件の変更

八 水産加工業協同組合連合会その他の団体の設立の発起人となり、それらの団体へ加入し、又はそれらの団体から脱退すること。

九 この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は団体（水産加工業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会及び農林中央金庫を除く。）に対して出資若しくは出えんをすること。

十 法第九十六条第三項において準用する法第三十九条の六第四項の規定による責任の減免

2 前項第九号の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

（備考）

① 一定の要件を満たす共済規程の変更について総会の決議を経ることを要しないものとする組合にあつては、本条に次の一項を加えること。

3 共済規程の変更で次の各号に掲げる事項に係るものであるものについては、第一項第二号の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

一 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

二 共済事業の実施方法に関する事項に係る技術的事項の設定又は変更

三 共済契約に関する事項又は共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項の設定又は変更

② 第二条第四号の二の事業を行わない組合にあつては、第一項第二号中「及び共済規程」を削るとともに、第一項第七号中「第一号若しくは第三号の事業（これに附帯する事業を含む。）若しくは共済事業（同条第四号の二の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。）」を「第一号若しくは第三号の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部の譲渡」とすること。

③ 会計監査人を置くことを規定した組合にあつては、本条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加えること。

2 法第九十六条第三項において準用する法第四十一条の二第四

項で準用する会社法第四百三十九条に定める要件に該当する場合は、第一項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならぬ。

また、本条第一項第十号の次に次の一号を加えるとともに、第十号中「法第九十六条第三項において準用する法第三十九条の六第四項」を「法第九十六条第三項において準用する法第三十九条の六第四項及び法第四十一条の三第二項」に改めること。

十一 会計監査人の選任、解任（監事による解任を除く。）及び不再任

（総会の報告事項）

第三十七条の二 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

一 行政庁による検査等を受けた場合における指摘内容及び当該指摘に対する改善措置の内容

二 総会で決議した事項の処理状況

三 前二号に定めるもののほか総会において必要と認められた事項

（総会の定足数）

第三十八条 総会は、組合員の二分の一以上が出席しなければ議事を開いて決議することができない。この場合において、第四十三条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

2 前項に規定する組合員の出席がないときは、組合長は、二十日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、第二十八条の二第一項の規定による役員改選の請求及び第四十一条に規定する事項以外の事項については、組合員の四分の一以上の出席をもって議事を開いて決議することができる。

（備考）役員を選出につき、選任の方法を採用する組合にあつては、第二項中「及び第四十一条に規定する事項」を「第四十一条に規定する事項及び役員選任」に改めること。

(緊急議案)

第三十九条 総会では、第三十六条の二の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第二十八条の二第一項の規定による役員の変更の請求及び第四十一条に規定する事項を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。
(備考) 役員を選出につき、選任の方法を採用する組合にあつては、「及び第四十一条に規定する事項」を、「第四十一条に規定する事項及び役員を選任」に改めること。

(総会における役員の説明義務)

第三十九条の二 役員は、総会において、組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならぬ。ただし、次の各号に定める場合にあつては、この限りでない。

一 組合員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
二 その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合

三 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(その組合員が総会の日より相当の期間前に説明を求めた事項をこの組合員に対して通知した場合及びその事項について役員が説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除く。)

四 組合員が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合及びその他の者(その組合員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

五 組合員がその総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合

六 前各号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

(総会の決議方法及び議長)

第四十条 総会の議事は、出席した組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において出席した組合員(法人にあつては、その役員

)の中から組合員がその都度選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の特別決議事項)

第四十一条 次の事項は、組合員の二分の一以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による決議を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散又は合併
三 組合員の除名

四 事業の全部の譲渡、第二条第一号若しくは第三号の事業(これに

附帯する事業を含む。)若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

五 法第九十六条第三項において準用する法第三十九条の六第四項の規定による責任の減免

六 共済契約に係る法第九十六条第一項で準用する法第十七条の二に規定する契約条件の変更

2 前項第二号の組合の合併については、法第九十六条第五項において準用する法第六十九条の二の規定に基づき合併を行う場合は、前項の規定にかかわらず、総会の決議を要しないこととすることができる。

この場合において、この組合は、理事会において合併を決議し、法第九十六条第五項において準用する法第六十九条の二第三項に規定する内容を公告し、又は組合員に通知するものとする。

(備考)

① 共済事業を行わない組合にあつては、第四号中「第二条第一号若しくは第三号の事業(これに附帯する事業を含む。)」若しくは共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転」を「又は第二条第一号若しくは第三号の事業(これに附帯する事業を含む。)の全部の譲渡」に改めること。

② 会計監査人を置く組合にあつては、本条第一項第五号中「法第九十六条第三項において準用する法第三十九条の六第四項」を「法第九十六条第三項において準用する法第三十九条の六第四項(法第四十一条の第三第二項で準用する場合を含む。)」に改めること。

(特別決議に関する特例)

第四十一条の二 第三十七条第一項第七号の二の決議又はこれとともに
行う第四十一条第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項に係る決
議は、第三十八条及び第四十一条の規定にかかわらず、出席した組合
員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることがで
きる。

2 前項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」と
いう。）があつた場合には、組合員に対し、当該仮決議の趣旨を通知
し、当該仮決議の日から一月以内に再度の総会を招集しなければなら
ない。

3 前項の総会において第一項に規定する多数をもって仮決議を承認し
た場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決
議があつたものとみなす。

（備考） 共済事業を行わない組合にあつては、本条を削除すること。

（総会の続行又は延期）

第四十二条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期すること
ができる。

2 前項の規定により続行され又は延期された総会には、第三十六条の
二の規定は適用しない。

（書面又は代理人による決議）

第四十三条 組合員は、第三十六条の二の規定によりあらかじめ通知の
あつた事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができ
る。

2 前項の規定により書面をもって議決権を行おうとする組合員は、あ
らかじめ通知のあつた事項ごとに賛否を記入した上で署名し、又は記
名押印した書面を、総会の日時の直前のこの組合の業務時間の終了時
（理事会が当該書面の提出期限を別に定めたときは、その日時）まで
にこの組合に提出しなければならない。

3 第一項に規定する代理人は、その組合員と同じ世帯に属する成年者
、その組合員の使用人又は他の組合員（法人にあつては、その役員）
でなければならない。

4 代理人が代理しうる組合員の数は、四人までとする。

5 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。
い。

（備考）

① 電磁的方法により議決権を行う組合にあつては、本条に次の一
項を加えること。

6 組合員は、第一項の規定により書面をもって議決権を行うこ
とに代えて、電磁的方法により議決権を行うことができる。

② 第二項に規定する書面の提出期限については、組合の実情に応
じ、総会の開会までとすることができる。

（書面による議決権行使の無効）

第四十四条 前条第一項の規定により書面をもって議決権を行う場合、
当該書面が同条第二項に規定する書面の提出期限までにこの組合に到
達しないときは無効とする。

（総会の議事録）

第四十五条 総会の議事について議事録を作成し、議長及び出席した理
事がこれに署名又は記名押印するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければな
らない。

一 総会の招集年月日、開催の日時及び場所

二 組合員数及びその出席者数

三 総会の議事の経過の要領

四 総会の議案別の決議の結果

五 総会に出席した理事及び監事の氏名

六 総会の議長の氏名

七 議事録を作成した理事の氏名

（備考）

① 総会の議事録を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、
第一項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印
し、又は電子署名を」とし、第二項中「記載」を「記載し、又は
記録」とすること。

② 会計監査人を置く組合にあつては、第二項第五号中「及び監事
の氏名」を、「監事又は会計監査人の氏名又は名称」に改めるこ
と。

(理事会の招集者)

第四十六条 理事会は組合長が招集する。

2 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定められた順位に従い、他の理事が招集する。

3 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から五日以内に、その請求の日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第四十七条 理事会の招集は、その理事会の日の三日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(理事会の決議事項)

第四十八条 この組合の組織及び事業の運営につき、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

一 業務を執行するための方針に関する事項

二 総会の招集及び総会に付議又は報告すべき事項

三 役員の選出に関する事項

四 参事及び会計主任の任免に関する事項

五 固定資産の取得又は処分に関する事項

六 リース取引による固定資産の賃借に関する事項

七 延滞債権の処理の方針に関する事項

八 この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められる株式

の取得、出資又は出えん

九 行政庁による検査、〇〇水産加工業協同組合連合会による監査及び

監事による監査の結果に関する事項

十 行政庁に提出する業務報告書及び事業計画書

十一 この組合の業務及び財産の状況に関する説明書類

十二 不服申立て若しくは訴訟の提起又は和解

十三 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認められた事項

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、この組合と取引をすることができない。

(備考)

① 一定の要件を満たす共済規程の変更については総会の決議を経ることを要しないものとする組合にあつては、第一項中第九号から第十三号までをそれぞれ一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加えること。

九 第三十七条第三項の共済規程の変更に関する事項

第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加えること。

2 組合長は、前項第九号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の揭示場に揭示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。

② 子会社等（法第九十六条第三項で準用する法第五十八条の第二項に規定する子会社等をいう。）を有する組合にあつては、第十号及び第十一号をそれぞれ次のように改めること。

十 行政庁に提出する業務報告書、連結業務報告書及び事業計画書

十一 この組合の業務及び財産の状況に関する説明書類又はこの組合及び子会社等（法第九十六条第三項で準用する法第五十八条の第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）につき

連結して記載した信用事業及び信用事業に係る財産の状況に関する説明書類

③ 第二条第四号の二の事業を行わない組合にあつては、第一項第十一号を削ること。

④ 会計監査人を置く組合にあつては、第一項第九号中「及び監事による監査」を「、会計監査人又は監事による監査」に改めること。

(理事会の報告事項)

第四十九条 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

一 組合員の加入及び脱退の状況

一の二 組合員資格審査の状況及びその結果

- 二 取扱高その他この組合の事業の実施状況
- 三 理事会の決定に係る事項の処理状況
- 四 余剰金の運用状況
- 五 子会社等の経営状況
- 六 内部監査の結果
- 七 前各号に掲げる事項のほか理事会において必要と認められた事項

(理事会の決議方法及び議長)

- 第四十九条の二 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
 - 3 組合長は、理事会の議長となる。
 - 4 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。
 - 5 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 理事会の招集年月日、開催の日時及び場所
 - 二 理事会の議事の経過の要領
 - 三 理事会の議案別の決議の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - 四 理事会に出席した理事及び監事の氏名
 - 五 理事会の議長の氏名
- (備考) 理事会の議事録を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第四項中「又は」を「若しくは」と、「記名押印」を「記名押印し、又は電子署名を」とし、第五項中「記載」を「記載し、又は記録」とすること。

第七章 業務の執行及び会計

- (事業年度)
- 第五十条 この組合の事業年度は、毎年〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

第五十一条 削除

(員外利用)

- 第五十二条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第二条第一号から第六号までの事業及びこれらの事業に附帯する事業を利用させることができる。
- 2 前項の事業の利用にあつては、一事業年度において組合員以外の者が利用し得る事業分量の総額は、当該事業年度において組合員が利用する事業の分量の五分の一を超えてはならない。ただし、第二条第三号の事業のうち販売に係るものの利用については、当該事業年度において組合員が利用する事業分量の総額の二倍の額を超えてはならない。
 - 3 第二条第四号の二又は第五号の事業の利用に関する前項の規定の適用については、組合員と世帯を同じくする者は、員外利用分量の計算上これを組合員とみなす。

(共済規程)

- 第五十三条 この組合は、第二条第四号の二の事業の実施に当たつては、共済規程の定めるところによるものとする。
- (備考) 共済事業を行わない組合にあつては、本条を削ること。

(余剰金の運用)

- 第五十四条 この組合の余剰金は、次の方法によるほか、これを他の目的に運用することができない。
- 一 信用漁業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預け金
 - 二 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫及びその他の金融機関の発行する債券の取得
 - 三 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得
 - 四 信託会社又は信託業務を行う金融機関への金銭信託
 - 五 貸付信託の受益証券の取得
- 2 前項第一号の規定による信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫への預け金の合計額は、余剰金総額の三分の二を下回ってはならない。
 - 3 第一項第一号の規定により余剰金を預け入れる銀行、同項第二号の規定により余剰金をもって取得する農林中央金庫が発行する債券以外

の金融債券並びに同項第三号から第五号に掲げる債券、金銭信託及び受益証券の種類については、総会の決議を経て定めなければならない。

(備考)

- ① 余裕金の運用方法について、列挙中行わない運用方法等については記載しないこと。
- ② 余裕金の運用先に信用金庫又は信用協同組合を指定する組合にあつては、第一項第一号中「又は銀行」を「銀行、信用金庫又は信用協同組合」に改めること。
- ③ 余裕金の預け先に信用金庫、信用協同組合又は農業協同組合を指定する場合にあつては、第一項第一号中「又は銀行」を「銀行、信用金庫、信用協同組合又は農業協同組合」に改め、第三項中「銀行」の次に「信用金庫、信用協同組合又は農業協同組合」を加えること。

(業務等に関する説明書類の縦覧)

第五十四条の二 この組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、事務所（共済事業以外の事業の用に供される事務所、一時的に設置する事務所及び無人の事務所を除く。）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(備考)

- ① 子会社等を有する組合にあつては、「事務所を除く。」の下に「次項において同じ。」を加え、第一項の次に次の一項を加えること。
 - 2 この組合は、事業年度ごとに、前項の説明書類のほか、組合及び子会社等の業務及び財産の状況に関する事項を組合及び子会社等につき連結して記載した説明書類を作成して、組合の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。
- ② 説明書類を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、本条中「記載した」を「記録し、若しくは記録した」とすること。
- ③ 第二条第四号の二の事業を行わない組合にあつては、本条を削ること。

(備考) 法第九十三条第一項第六号の二の事業を行う組合において、法第九十六条第一項において準用する法第十七条の十四第一項第二

号の会社を子会社とする組合にあつては、次章を加えること。

第七章の二 子会社

(子会社)

第五十四条の三 この組合は、第二条第四号の二の事業に付随し、又は関連する業務を専ら営む会社で水産業協同組合法施行規則第八十五条に掲げる次の業務を行う会社を子会社とする。

(備考) 水産業協同組合法施行規則第八十五条に掲げる業務のうち子会社において営んでいる業務を本条に次のように記載すること。

- 一 〇〇業務
- 二 〇〇業務

第八章 剰余金の処分及び損失の処理

(剰余金の処分)

第五十五条 毎事業年度の剰余金から第二十三条の規定により準備金に積み立てる金額及び第二十四条の規定により繰り越す金額を差し引き、なお剰余があるときは、その剰余は第二十五条の規定による任意積立金若しくは組合員に対する配当金に充て又は繰り越すものとする。

(剰余金の配当)

第五十六条 剰余金の配当は、組合員の払い込んだ出資額に応じてする配当と、組合事業の利用分量の割合に応じてする配当の二種類とする。

- 2 払い込んだ出資額に応じてする配当は、事業年度の終わりにおける組合員の払込出資額に応じてこれを率とするものとし、その率は年七%以内とする。
- 3 事業の利用分量の割合に応じてする配当は、その事業年度内において取り扱ったものの数量、価額その他事業の分量を参酌してこれをする。

4 第二項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。

5 第二十六条第二項の規定は、配当金の計算にこれを準用する。

(備考)

① 出資配当を優先的に行おうとする組合にあっては、第一項を次のように記載すること。

剰余金の配当は、組合員の払い込んだ出資額に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合事業の利用分量の割合に応じてこれをする。

② 事業の利用分量配当を優先的に行おうとする組合にあっては、第一項を次のように記載すること。

剰余金の配当は、組合事業の利用分量の割合に応じてこれをし、なお剰余があるときは、組合員の払い込んだ出資額に応じてこれをする。

(欠損の処理)

第五十七条 損失の填補は、任意積立金、利益準備金及び資本準備金の順に充てるものとする。

第九章 決算

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

第五十八条 理事は、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理事案、注記表、事業報告及び附属明細書を作成しなければならない。

2 理事は、前項の規定により作成したもの(事業報告及びその附属明細書を除く。)を作成した日から十年間保存しなければならない。

3 第一項の書類については、監事の監査を受けなければならない。

4 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、監査報告を提出しなければならない。

一 第一項の書類(附属明細書を除く。)の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日に

5 第四項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告を受ける者を定めた場合 当該報告

を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算書類を作成した理事

6 第四項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告をすべき監事を定めた場合 当該報告をすべき者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

7 第三項の規定により監事の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。

8 理事は、通常総会の招集の通知に際して、組合員に対し前項の承認を受けたもの(監事の監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。)を提供しなければならない。

9 理事は、決算関係書類を通常総会に提出しなければならない。

10 理事は、通常総会の日の二週間前から、決算関係書類を五年間主たる事務所に、その写しを三年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

11 この組合の組合員及び債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し決算関係書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付(これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。)を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

12 この組合の組合員及び債権者は、決算関係書類の謄抄本の交付を請求するときは、この組合の定めた費用を支払うものとする。

(備考)

① 決算関係書類を電磁的記録をもって作成する組合にあっては、第九項中「提出し」を「提出し、又は提供し」とすること。

② 決算関係書類が法第九十六条第三項において準用する法第四十条第十項に規定する従たる事務所に於いても閲覧等の請求に応じることができるとする措置をとっている場合には、第十項中「、その写しを三年間従たる事務所に」を削ることができ。

③ 法第九十六条第三項において準用する法第四十一条の二第二項の規定により会計監査人を置く組合にあっては、本条を次のように記載すること。

第五十八条 理事は、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書

、剰余金処分案又は損失処理案、注記表、事業報告及び附属明細書を作成しなければならない。

2 理事は、前項の規定により作成したものの（事業報告及びその附属明細書を除く。）を作成した日から十年間保存しなければならない。

3 第一項の書類については、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

4 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、監査報告を特定理事に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

一 会計監査人の会計監査報告を受領した日から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

5 第四項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告を受ける者を定めた場合 当該報告を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算書類を作成した理事

6 第四項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第四項の規定による監査報告をすべき監事を定めた場合 当該報告をすべき者として定められた者

7 第三項の規定により、監事及び会計監査人の監査を受けたものについては、理事会の承認を受けなければならない。

8 理事は、通常総会の招集の通知に際して、組合員に対し前項の承認を受けたもの（監事の監査報告及び会計監査人の会計監査報告を含む。以下この条において「決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

9 理事は、決算関係書類を通常総会に提出しなければならない。

10 理事は、通常総会の日の二週間前から、決算関係書類を五年間主たる事務所に、その写しを三年間従たる事務所に備えて置

かなければならない。

11 この組合の組合員及び債権者は、この組合の業務時間内は、いつでも、理事に対し決算関係書類の閲覧又は謄写若しくは謄抄本の交付（これらの書類が電磁的記録をもって作成されている場合を含む。）を求めることができる。この場合には、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

12 この組合の組合員及び債権者は、決算関係書類の謄抄本の交付を請求するときは、この組合の定めた費用を支払うものとする。

13 会計監査人の会計監査報告に貸借対照表及び損益計算書が法令及び定款に従い組合の財産及び損益の状況を正しく示したものである旨の記載があり、かつ、監事の監査報告にその事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨の記載がないときは、第三十八条第一項第六号にかかわらず、理事は、貸借対照表、損益計算書及び注記表について通常総会の決議を経ることを要しない。この場合において、理事は、通常総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければならない。

（備考）

① 決算関係書類を電磁的記録をもって作成する組合にあつては、第九項中「提出し」を「提出し、又は提供し」とし、第十三項中「記載」を「記載又は記録」とすること。

② 決算関係書類について法第九十六条第三項において準用する法第四十条第十項に規定する従たる事務所においても閲覧等の請求に応じることができるとする措置をとっている場合には、第十項中「、その写しを三年間従たる事務所」を削ることができるとする。

（部門別損益の開示等）

第五十九条 理事は、事業年度ごとに、前条第一項の書類のほか、次の各号に掲げる事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類を作成し、これを通常総会に提出しなければならない。

一 共済事業

二 購買事業（第二条第一号に掲げる事業及びこれに附帯する事業をいう。）

三 販売事業（第二条第三号に掲げる事業のうち販売に係るもの及びこれに附帯する事業をいう。）

四 ○○事業

五 その他の事業

2 前項の規定により通常総会に提出する書類については、あらかじめ理事会の承認を受けなければならない。

（備考）

① 損益の区分経理を行う事業について具体的に記載すること。

② 第一項の書類が電磁的記録で作成する組合にあつては、第一項及び第二項中「提出する」を「提出し、又は提供する」とすること。

③ 部門別損益計算書の作成を要しない組合にあつては、本条を削ること。

附則

1 改正後の第六条の規定は、平成二十一年四月一日以後における公告の方法から適用し、平成二十一年三月三十一日以前の公告の方法については、なお従前の例による。

2 定款第十四条及び第十六条の規定は、平成二十年四月一日の属する事業年度の次の事業年度以後における組合員の脱退から適用し、平成二十年四月一日の属する事業年度以前における組合員の脱退については、なお従前の例による。

3 改正後の第五十四条の二の規定は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度に係る説明書類から適用するものとする。

4 設立当時の役員の任期は、平成〇〇年〇月〇日までとする。

5 設立当初の事業年度は、この組合の成立の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。

（備考）

① 回转出資金制度を採用する組合であつて、この定款の変更の際現に回转出資金が存する場合は、次のように記載する。

この定款の変更の際現に存する回转出資金については、なお従前の例による。

② 会計監査人を設置する組合にあつては、次のように記載する。

会計監査人に関する規定については、令和六年四月一日以降最初に招集する通常総（代）会の日から適用し、同日までの間は、

なお従前の例による。

附則

1 この改正は、令和六年四月一日から適用する。

2 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（令和七年六月一日。以下「刑法施行日」という。）の前日までの間、第二十七条の二第五号中「拘禁刑」とあるのは、「禁錮」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。